

## 平成 29 年第 3 回定例会 県民・スポーツ常任委員会

平成 29 年 12 月 12 日

高橋(稔)委員

それでは、私立高等学校の学費補助拡充について伺ってまいります。

過日代表質問で、知事から私立高等学校の学費補助拡充について、中間所得層の学費補助ニーズ、多子世帯への教育費負担感、近隣自治体との補助格差などに着目して、国の動向も見ながら本県らしい制度となるよう検討するとの答弁がございました。そこで、何点か伺ってまいります。まず確認でございます。現在の私立高校生の学費補助について、現状の補助内容、特に授業料を実質無償化としている対象者の範囲についてもあわせて伺っていきます。

私学振興課長

まず県では、年収目安で 750 万円未満を対象にいたしまして、入学金と授業料に対する補助を行っております。国の就学支援制度と一体的な運用をいたしまして、授業料等の自己負担の軽減を図っているところでございます。

補助内容でございますが、まず入学金につきましては、年収目安 750 万円未満の対象者に最大で 10 万円の補助を行っております。次に授業料につきましては、年収目安 250 万円未満、また 250 万円から 350 万円未満、次に 350 万円から 590 万円未満、590 万円から 750 万円未満という四つの区分に分けまして、最大で 17 万 400 円の補助を行っているところでございます。

お尋ねがありました実質無償化している対象者の範囲でございますが、生活保護世帯及び市町村民税の非課税世帯、年収目安では 250 万円未満の世帯になりますが、ここに対しまして、国の就学支援金 29 万 7,000 円、これに加えまして県が 13 万 5,000 円を補助することで、県内の私立高等学校の平均授業料が年額 43 万 2,000 円でございまして、ここまでを補助する、いわゆる無償化を図っているところでございます。

高橋(稔)委員

知事答弁で、今回 1,800 世帯を抽出して、私学に対するアンケートを実施したということでございました。所得区分で対象人数もばらつきがかなりあるのですが、この 1,800 世帯を抽出して行ったアンケート結果を詳しく御説明ください。

私学振興課長

教育費の負担実態や学費補助のニーズなどを把握するために、県内の私立高校 6 校に協力をいただきまして、1,800 世帯に対してアンケートを 6 月に実施をしております。1,754 名から有効回答が得られております。具体的には世帯の年収、また授業料、施設費、教材費、通学費などの学費の負担の状況、また公的支援の活用状況、公的支援充実の希望など、また現行制度に対する意見といったものを尋ねております。

その結果、教育費負担について、私学に通う生徒、世帯では授業料以外にも先ほど申し上げました施設費、教材費、通学費、あと修学旅行費の積立金など様々な負担がございまして、授業料以外に平均で約 56 万円の負担があることが分かりました。

また、充実を希望する公的支援の内容を尋ねたところ、各所得層を通じて授業料補助の増額を希望する回答が多かったわけですが、中でも年収 350 万円以上 590 万円未満の人において 8割以上が授業料補助の増額を希望しております。

また、学費補助制度に対する意見といたしましては、世帯収入だけでなく家族構成、特に子供の数を考慮してほしい。また、子供 2 人が私学に通つて非常に大変だといった複数の子供のいる世帯から、子供の人数に応じた補助を希望する声が一定数ございました。

高橋(稔)委員

そのアンケート結果を踏まえて、見直しの検討状況をストレートに伺つておきたいと思いますが、現在どういう状況か教えていただきたいと思います。

私学振興課長

学費補助の見直しに当たりましては、アンケート結果等を踏まえまして、特に中間所得層の学費補助ニーズ、また複数の子供のいる世帯の教育費負担感、また近隣自治体との補助の格差などを考慮して検討を進めております。具体的には年収区分 350 万円から 590 万円未満の中間所得層では、現在 12 万円の自己負担が生じておりますが、ここは非常に負担が大きいということで、この層の軽減することを今検討しております。

また、世帯収入だけではなくて、複数の子供のいる多子世帯の補助額を、例えば加算するあるいは無償化までするといった子供の数に応じた支援制度とすることができないかを、今検討しているところでございます。

高橋(稔)委員

親の年収、所得が多くても、子供が多ければなかなか負担感というのは拭えないと思うのですが、多子世帯の教育費負担感に着目した制度検討ということなのですが、近隣他府県では、そういう制度を設けているのか。設けていれば、それらの制度と本県の知事が答えた多子世帯の教育費負担感の軽減、ここはちょっと違いが生じるのか、あわせて伺つておきます。

私学振興課長

他県の状況でございます。検討に当たりまして、各都道府県に対しまして家族世帯等に応じた補助要件や補助額を設定している学費補助制度があるかどうかという調査を行つております。その結果でございますが、授業料補助の世帯収入区分、本県の場合、四つの区分になつてございますが、その適用に当たりまして、世帯人数を考慮している自治体が 7 都道府県ございました。また、授業料補助とは別に施設費の補助で、世帯人数を考慮している自治体などがございました。しかし、多子世帯に限定して無償化を実施している、そういう自治体は調査の結果はございませんでした。

高橋(稔)委員

先ほど 6 校 1,754 世帯の御協力いただいてアンケートを実施したということなのですが、先ほども申し上げましたが、この方々の所得区分が気になるところなのです。対象人数を親の所得区分で明確に把握されているのではないかと思うのですが、今言及していただいた本県では 750 万円未満までは何らかの補助制度、国の就学支援金に基づいて行われているということですが、もし分かれば、対象人数、所得区分ごとにこの際教えていただけますか。

### 私学振興課長

平成 28 年度の実績でお答えいたしますと、申請者の数ということで御答弁させていただきますが、まず 250 万円未満の世帯でございますが 3,909 件、次の区分 250 万円から 350 万円未満が 3,609 件、次の 350 万円から 590 万円未満が 8,960 件、続いて 590 万円から 750 万円未満が 6,998 件です。

### 高橋(稔)委員

所得区分で一番多いのが、やはり 590 万円未満ということですね、この所得層の方々が対象人数として一番多いということなのですが、私学に通っていると裕福な家庭の子という、一般的に見られがちということも言われておりますし、私学に通う裕福な家庭だから、こういう学費補助については不要だということをおっしゃる方もいるのですが、590 万円のところで約 9,000 名近い方々が行つていらっしゃって、750 万円未満まで含めれば、かなりの人数の方々が私学に通っているわけです。この多子世帯、また親の所得区分、こういったことを考え合わせますと、必ずしも一人当たりに対する学費にかけている状況というのは、そんなに世間で思われるがちな、私学に通っている家庭は裕福だということとはちょっと違うのかなという印象を受けるのですが、この私学の学費補助の必要性について、親の所得区分とどういうふうに考え合わせたらいいでしょうか、見解を伺っておきます。

### 私学振興課長

今回 6 月に実施いたしましたアンケートにおきましても、やはり 350 万円から 590 万円の世帯、その家庭から非常に教育費の負担が大きいということで、補助を求める声が大きいと。特に先ほど申し上げましたが、8 割以上が希望しているということで、特にこの世帯について学費補助を充実していく必要があるというふうに考えております。

また、私立の高等学校に対する学費補助の必要性という意味で申し上げますと、やはり私立学校に通う世帯の学費負担というのは、公立と比べても非常に大きいということがございます。依然として公私間格差があるわけでございまして、私立高校の場合、先ほどもございましたように、平均授業料まで公的に支援をしたとしても、施設費などの別の納付金が残っているという状況でございますので、やはり所得制限は一定程度設ける必要があるというふうに考えておりますが、平均授業料まで支援していくということは、必要であるというふうに考えているところでございます。

### 高橋(稔)委員

本県は平均授業料 43 万 2,000 円、東京都は平均授業料 44 万 2,000 円ということで、本県よりも 1 万円多いということが言われておりますが、東京都では御承知のように 760 万円未満まで実質無償化を考えられている。国でも今議論されておりまして、年収 590 万円未満は一律無償化ということで、政府・与党でも頑張って、過日の閣議決定でも 2020 年 4 月からということで議論が進んでいるわけです。これは私どもから見れば、もう実質実現していくという思いで、今臨んでいるところでして、こういう国の動きを見ますと、もう 590 万円未満までは実質無償化ということが閣議決定されたわけですから、本県の平成 30 年度に向けた私立高校の学費補助の見直し、これはもう英断をしていくべきだと

いうふうに思っておりますが、今後の取組について確認をしておきます。

私学振興課長

先ほど御答弁いたしましたが、中間所得層の学費負担を軽減していく。また多子世帯、子供が多くいる世帯に対しての支援を検討していく、こういった検討を今後引き続き進め、来年度の予算に向けまして補助対象者がどれくらいになって推移していくのか、またそういったところも含めた必要となる予算の額を積算するなど、新年度当初予算編成作業の中でしっかりと検討を進めていきたいと考えております。

また、平成30年度の予算案として、年明けの議会にお示しをさせていただきまして、御審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

高橋(稔)委員

局長どうですか、県民局を挙げて、もう最後の組織になるかもしれません。私学はこの局長の時代に大きく花開いたなという歴史に残るような決意を伺つておきたいと思います。

県民局長

知事から代表質問の中で、神奈川らしいという言葉を使わせていただきましたので、所管課としては、何かやはりさすがだなというような制度を今財政当局とも相談しながらしっかりと進めている。ただ、まだ要求側と査定側と議論の途中でございますので、今の時点でこうというところはなかなか申し上げられませんが、知事の答弁も踏まえていただければ、ある程度お応えできるような方法になるように最大限努力してまいりたいと、そのように思っております。

高橋(稔)委員

お願いします、もう国が決めたのですから。財源を置いておいても、590万円未満と政府が閣議決定したのです。財源は国が手当するのです。その恩恵を受けて神奈川も一歩進めましょう、国と歩調を合わせて。全国46位ですから話にならないですよ。本当にお願いします。最後の大きな仕事です。期待しておきたいと思います。

私学振興課長

先ほど委員からお尋ねございました所得区分別の数字について、答弁の不足がありましたので、お答えさせていただきます。

今回アンケートをさせていただきました1,800名、有効回答1,754名の使途区分別の内訳を申し上げます。250万円未満の世帯につきましては93人、250万円から350万円未満の区分が81人、350万円から590万円未満が246人、590万円から910万円未満の回答者が689人、最後に910万円以上の回答者数が645名です。

高橋(稔)委員

各所得区分、全部バランスよくアンケート調査していただいたということで、これは努力を買っておきたいと思います。しっかりといい成果に結びつくように、これは反映していただければと思っております。

次に、消費生活条例の改正素案について、今回の見直し案を含めましての英断に敬意を表しておきたいと思います。しっかりと県民の皆さんに喜んでいただくような消費生活条例の改正の成立に向けて、一緒に努力をしていきたいと思

っております。

この中で、適格消費者団体等という報告がうたわれておりますが、県内にはこの適格消費者団体というのはあるのか、またどういう活動をする団体なのか、あわせて伺っておきます。

消費生活課長

県内に適格消費者団体というのはまだ一団体もございません。ただ、今年度中に認定申請を目指しているN P O 法人消費者支援かながわという団体が1団体ございます。その団体につきましては、例えば不当な契約条項や不当な広告に関して事業者に対する是正の申入れの活動や学習会など、消費者に対する啓発など、様々な活動を行っている団体でございます。

高橋(稔)委員

この適格消費者団体を調べました。全国で十六、十七あるのですが本県にはない。大県神奈川にないのです。大消費地神奈川、大消費者の生活基盤を守らなければいけない神奈川で、適格消費者団体がないということは、非常にどういうふうに理解したらいいのかなと思っているのですが、本県では県内の適格消費者団体を目指している、今おっしゃった団体に対して何か支援をしているのか伺います。

消費生活課長

この適格消費者団体を目指している団体に対しましては、随時情報交換を行ってございまして、当該団体の活動の周知、それから啓発活動の支援を行っております。そのほか国の交付金を活用して、平成27年度から適格消費者団体の設立に必要な補助を実施しております。今年度は例えば認定の要件である事業所設置に係る経費や、団体の活動の周知を図るための普及啓発活動に係る経費などを補助しているところでございます。

高橋(稔)委員

この常任委員会の報告資料の中で、改正素案には、消費者被害の未然防止に向け、適格消費者団体等の差止め請求権の行使や被害回復関係業務の遂行に必要な情報提供、そしてその他必要な支援について規定を追加するとありますが、今後どのような支援を行っていくのか確認させていただきます。

消費生活課長

適格消費者団体等にとりまして、団体が十分に力を発揮していくためには、先ほども申し上げました不当な契約条項や不当な広告など、消費者被害につながる問題事例に関する情報収集が非常に不可欠です。裁判を起こすときにそういう情報収集が必要になってきます。県の支援としましては、県が持っております消費生活相談に関する情報、これも提供していくことが何より有効な支援だというふうに考えてございます。

そこでこれらの情報についてですが、現在は消費者契約法や消費者裁判手続法に基づいて提供できる範囲が全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積された電子データに限定されているため、このたび個人情報に配慮しつつも、必要な情報提供ができるよう条例に位置付けて、今後情報提供をすることで団体を支援してまいりたいと考えてございます。

その他の必要な支援としましては、やはりこういった団体の活動が知られていくことということが、団体の活動の活性化にもつながっていきますので、そういう支えを行っていきたいというふうに考えてございます。

高橋(稔)委員

この適格消費者団体、さらに一歩上を行く特定適格消費者団体、こうあるわけですが、東京都にある適格消費者団体は、特定適格消費者団体を目指すと認定を受けているわけです。熊本県でもそれらの特定適格消費者団体を目指すというような動きもあるようですが、この今おっしゃった情報の提供もさることながら、団体の権能というか、差止め請求権の行使や、そういうことが功を奏していくことが大事かなと、そういうふうに思います。この消費者裁判手続特例法が1年前に施行されて、まだ利用率がゼロだというのです。その問題点は何かということは、この消費者裁判手続特例法にのっとっての差止め請求や、損害賠償請求は、特定適格消費者団体しかできないのですが、本県の場合は前提となる適格消費者団体もないわけです。非常にもう国の動きから見ると、二歩も三歩も遅いと言ったら語弊がありますが、もう少し県は手厚く、こういう団体を支援していくべきではないかなと思うのです。

特定適格消費者団体になれるような、何というか、これは内閣総理大臣が認定するわけで大変重い団体なのですが、そういうビジョンってどういうふうに課長は描いていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

消費生活課長

まず、特定適格消費者団体の手前の適格消費者団体にもなっていないという状況ですので、やはりそれに向けて先ほども申しました国の交付金などを活用して設立して補助金などもやっておりますが、やはり周知、団体の認知度を上げていく周知というのが非常に大事になってくるかなというふうに思っています。

そういう意味におきましては、先ほども申し上げましたように、団体の方と情報交換などをしながら、しっかり適格消費者団体になれるように努めて、一緒になって頑張っていきたいと思っております。

高橋(稔)委員

この前新聞に載っていました。NPO法人消費者スマイル基金という助成制度が設けられ、適格確消費者団体も新年度予算の獲得に向けて動いていると。消費生活課長もよく熟知していらっしゃるわけですから、そういう国の中の制度も活用しながら、何か本県に有利なものが構築できればなど、こんな思いを強く持っております。

本県はすばらしい審議会の先生方ははじめ、すばらしい団体がありますので、是非適格消費者団体設立に向けて、大いなる貢献をしていただくように要望して終わります。